

05

階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

■ 基本的な考え方

建築物の傾斜路等は、高齢者、車椅子使用者等が、高低差のある部分を自力で安全かつ円滑に通行できるようにする必要がある。

そのため、適切な勾配や踊り場の設置、利用者がすれ違うことのできる幅などに配慮しなければなりません。

■ バリアフリー整備基準

| 内容 | | 関連条項 | 対象規模 |
|----------|---|-----------------------------|------|
| 一般基準 | ①手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) | 令13-1-1 | 別表第1 |
| | ②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか | 令13-1-2 | |
| | ③必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度等で識別しやすいか | 条16-5 | |
| | ④前後の廊下等とは色の明度等で識別しやすいか | 令13-1-3 | |
| | ⑤点状ブロック等を敷設しているか(傾斜部の上端に近接する踊場の部分) | 令13-1-4 | |
| | ⑥点状ブロック等を敷設しているか(傾斜部の下端に近接する踊場の部分) | 条16-3 | |
| 移動等円滑化経路 | ◎令13条の規定を全て満たすこと(ただし、200㎡用変の場合は除く) | 令18-2-4 条14-1-2 ただし書き | |
| | ⑦階段に代わる場合は120cm以上、階段に併設する場合は90cm以上であるか(ただし、200㎡用変の場合は除く) | 令18-2-4-1 | |
| | ⑧勾配は1/12を超えていないか(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか(ただし、200㎡用変の場合は除く) | 令18-2-4-2 | |
| | ⑨高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(ただし、200㎡用変の場合は除く) | 令18-2-4-3 | |

■ バリアフリー整備基準の解説

●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

令…施行令
条…県条例
標…建築設計標準
誘…誘導基準

<一般基準>

| 項目 | 解説 | 参照条文等 |
|-----------|--|---------------------------|
| ①手すり | <p>●歩行困難者が円滑に通行するために、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある場合は、手すりを設けること。</p> <p>◇片側でもよいが、片まひ者等の利用を考慮すると両側に設け、必要に応じ2段とすることが望ましい。さらに、勾配や高さに関係なく、すべての傾斜路に設けるとよい。</p> <p>◇手すりの上下端部は歩き始めの安定確保等のため、45cm以上の水平部を設ける。</p> <p>◇手すりの始点・終点には、室名や現在地等の点字表示を設ける。</p> | <p>令13-1</p> <p>【図1】</p> |
| ②床面 | <p>●傾斜路の表面は、車椅子がスリッパしないようノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> | 令13-2 |
| ③④弱視者への配慮 | <p>●照明設備の設置などにより、通行に支障が生じない明るさを確保すること。【新設】</p> <p>●また、廊下等、階段及び傾斜路の床面、壁面及び出入口戸は、その存在を認識しやすい</p> | <p>令13-3</p> <p>条16-5</p> |

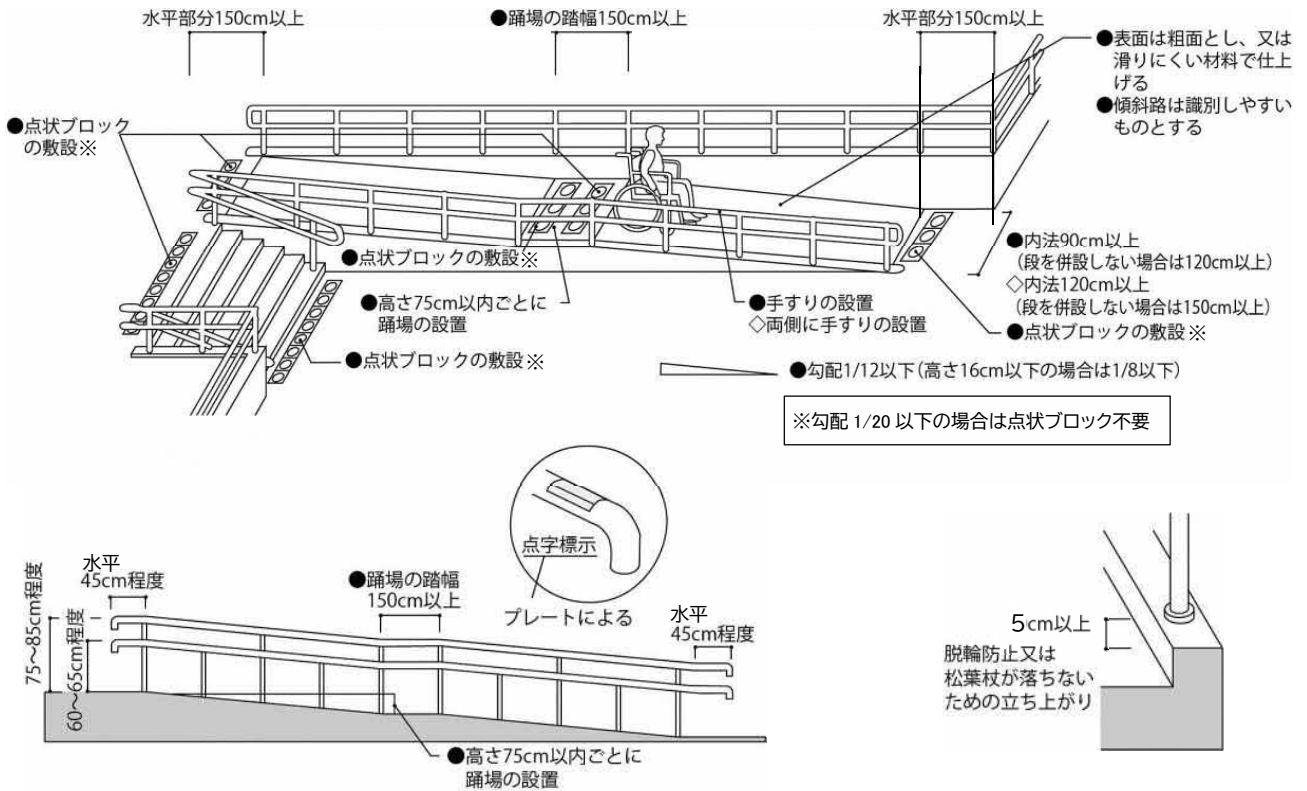
| | | |
|-----------|--|---|
| | <p>いよう、それぞれ色のコントラストを大きくすること。なお、相互に近接する部分として、三方枠や巾木などのコントラストを大きくすることもよい。【新設】</p> <p>●傾斜路のある部分は、平坦部との色のコントラストを大きくし識別しやすいようにすること。</p> | |
| ⑤⑥点状ブロック等 | <p>●段がある部分の上端・下端に近接する踊り場には点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>●点状ブロック等により視覚障がい者に階段及び傾斜路の位置を知らせること。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・傾斜のある部分と連続して手すりを設ける場合 ・自動車の駐車場に設置する場合 <p>●点状ブロック等は、傾斜路等の手前 30 cm程度の位置に敷設する。</p> <p>◇点状ブロック等は、視覚障がい者に配慮し、傾斜路等の幅いっぱい敷設する。</p> <p>◇点状ブロック等の色は、弱視者が識別しやすい、黄色を原則とする。</p> <p>◇床の色が白や薄いグレーの場合は、黄色の点状ブロックを敷設すると、弱視者が識別しにくいいため、当該色を組み合わせるときは、縁取りや輝度比を確保して、認識できるようにする。</p> | <p>令 13-3, 4 条 16-3 【図 1~4】</p> |

<移動等円滑化経路の基準>

| 項目 | 解説 | 参照条文等 |
|--------|--|--|
| ⑦有効幅 | <p>●階段に代わって設置する場合は、車椅子と歩行者がすれ違うことができる 120 cm 以上、階段に併設するものは車椅子が通行できる 90 cm以上の寸法とすること。</p> <p>◇幅は、階段に代わるものにあつては 150 cm以上、階段に併設するものにあつては 120 cm以上とする。</p> | <p>令 18-2-4-イ 誘 6-1-1 【図 1, 2】</p> |
| ⑧勾配 | <p>●傾斜路の勾配は車椅子使用者が自力で上がることができるよう 1/12 を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。</p> <p>●杖等による危険の認知、車椅子のキャスト等脱輪防止等のため、側壁がない傾斜路側端には、10cm以上の立ち上がりを設けること。(手すりを設けた場合にも必要)</p> <p>◇勾配は 1/15 を超えないものとする。</p> | <p>令 18-2-4-ロ 【図 1】</p> |
| ⑨踊場 | <p>●傾斜路が長くなる場合は、車椅子使用者の休憩、方向転換又は加速ができるように 9mごと(高さ 75cmを勾配 1/12 で換算)に、長さ 150 cm以上の水平な踊り場を設けること。</p> <p>◇すべての傾斜路の始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分及び他の通路との交差分に、150 cm以上の水平な踊り場を設ける。</p> | <p>令 18-2-4-ハ 【図 1】</p> |
| その他留意点 | <p>◇側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ 35 cm 以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設ける。</p> <p>◇義足使用者や片まひ者は階段の方が昇降しやすい場合もあるため、傾斜路と緩勾配の段(手すり付)を併設する。</p> | <p>標 2-49(1)③</p> |

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図1 傾斜路(併設)の整備例



< 傾斜路の勾配と高さにおける手すりと点状ブロック等の関係 >

| 高さ \ 勾配 | 1/20 以下 | 1/20 以上 1/12 以下 | 1/12 以上 |
|----------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 16 cm 以下 | 手すり: 任意 点状ブロック等: 任意 | 手すり: 任意 点状ブロック等: 任意 | 手すり: 必要 点状ブロック等: 必要 |
| 16 cm 以上 | 手すり: 必要 点状ブロック等: 任意 | 手すり: 必要 点状ブロック等: 必要 | 手すり: 必要 点状ブロック等: 必要 |

図2 傾斜路の内法

